

議案第 3 5 号

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 3 月 3 1 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、特定乳児等通園支援事業に係る利用料を定めることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年大口町条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業」に改める。

第1条中「及び特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業」に改める。

第2条に次の2号を加える。

(6) 特定乳児等通園支援事業 法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援を提供する事業をいう。

(7) 乳児等支援給付認定保護者 法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。

第5条第2項中「保育所をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第10条を第11条とする。

第9条中「毎月分の」を削り、同条を第10条とする。

第8条中「延長保育料」の次に「並びに特定乳児等通園支援事業利用料」を加え、同条を第9条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（特定乳児等通園支援事業利用料の徴収）

第8条 町長は、町立保育園において特定乳児等通園支援事業を利用する子どもの乳児等支援給付認定保護者から別表第4に定める乳児等通園支援事業利用料を徴収する。

別表に次の1表を加える。

別表第4（第8条関係）

区分	利用料
----	-----

1 生活保護法による被保護世帯	1 時間当たり 0 円
2 同一の世帯に属する全ての者の地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割額を合算した額が 7 7, 1 0 1 円未満である世帯又は法第 3 0 条の 4 第 3 号に規定する市町村民税非課税者	1 時間当たり 1 0 0 円
3 大口町要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童のいる世帯又は町長が特に支援の必要があると認めた世帯	1 時間当たり 1 0 0 円
4 1 から 3 以外	1 時間当たり 3 0 0 円

備考

- この表の区分 2 における市町村民税については、当該年度の 4 月分から 8 月分までの利用料の算定にあつては前年度分の、当該年度の 9 月分から 3 月分までの利用料の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額を用いるものとする。
- この表の区分 2 における地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 2 号の所得割を計算する場合には、同法第 3 1 4 条の 7、第 3 1 4 条の 8 及び第 3 1 4 条の 9 並びに附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項、附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項、附則第 5 条の 5 第 2 項、附則第 7 条の 2 第 4 項及び第 5 項、附則第 7 条の 3 第 2 項並びに附則第 4 5 条の規定は適用しないものとする。
- 乳児等支援給付認定保護者又は当該乳児等支援給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有していた者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなして、市町村民税所得割課税額を算定するものとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>大口町特定教育・保育施設、<u>特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業</u>の利用者負担等に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、<u>特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業</u>の利用者負担額を定めるとともに、利用者負担額その他利用料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>特定乳児等通園支援事業 法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援を提供する事業をいう。</u></p> <p>(7) <u>乳児等支援給付認定保護者 法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。</u></p> <p>(利用者負担額の徴収)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 町長は、町立保育所（大口町立保育所設置条例（昭和50年大口町条例第18号）第2条に規定する保育所をいう。<u>以下同じ。</u>）において教育・保育給付認定子どもに対して保育を行ったときは、当該教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者等から、使用料として第3条第1項第2号及び同条第2項に定める利用者負担額を徴収する。</p> <p><u>(特定乳児等通園支援事業利用料の徴収)</u></p>	<p>大口町特定教育・保育施設及び<u>特定地域型保育事業</u>の利用者負担等に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、<u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業</u>の利用者負担額を定めるとともに、利用者負担額その他利用料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(利用者負担額の徴収)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 町長は、町立保育所（大口町立保育所設置条例（昭和50年大口町条例第18号）第2条に規定する保育所をいう。）において教育・保育給付認定子どもに対して保育を行ったときは、当該教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者等から、使用料として第3条第1項第2号及び同条第2項に定める利用者負担額を徴収する。</p>

新		旧									
<p>第8条 町長は、町立保育園において特定乳児等通園支援事業を利用する子どもの乳児等支援給付認定保護者から別表第4に定める乳児等通園支援事業利用料を徴収する。</p> <p>(利用者負担額等の減免)</p>		<p>(利用者負担額等の減免)</p> <p>第8条 町長は、第5条から前条までの規定により徴収すべき利用者負担額、休日保育料及び延長保育料(次条において「利用者負担額等」という。)を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用者負担額等の納期)</p> <p>第9条 町長が徴収する毎月分の利用者負担額等の納期は、町長が指定する期日とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 略</p>									
<p>第9条 町長は、第5条から前条までの規定により徴収すべき利用者負担額、休日保育料及び延長保育料並びに特定乳児等通園支援事業利用料(次条において「利用者負担額等」という。)を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用者負担額等の納期)</p>											
<p>第10条 町長が徴収する利用者負担額等の納期は、町長が指定する期日とする。</p> <p>(委任)</p>											
<p>第11条 略</p> <p>別表第4(第8条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 生活保護法による被保護世帯</td> <td>1時間当たり 0円</td> </tr> <tr> <td>2 同一の世帯に属する全ての者の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割額を合算した額が77,101円未満である世帯又は法第30条の4第3号に規定する市町村民税非課税者</td> <td>1時間当たり 100円</td> </tr> <tr> <td>3 大口町要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童のいる世帯又は町長が特に支援の必要があると認めた世帯</td> <td>1時間当たり 100円</td> </tr> <tr> <td>4 1から3以外</td> <td>1時間当たり 300円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	利用料	1 生活保護法による被保護世帯	1時間当たり 0円	2 同一の世帯に属する全ての者の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割額を合算した額が77,101円未満である世帯又は法第30条の4第3号に規定する市町村民税非課税者	1時間当たり 100円	3 大口町要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童のいる世帯又は町長が特に支援の必要があると認めた世帯	1時間当たり 100円	4 1から3以外
区分	利用料										
1 生活保護法による被保護世帯	1時間当たり 0円										
2 同一の世帯に属する全ての者の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割額を合算した額が77,101円未満である世帯又は法第30条の4第3号に規定する市町村民税非課税者	1時間当たり 100円										
3 大口町要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童のいる世帯又は町長が特に支援の必要があると認めた世帯	1時間当たり 100円										
4 1から3以外	1時間当たり 300円										
備考											
1 この表の区分2における市町村民税につ											

新	旧
<p><u>いては、当該年度の4月分から8月分までの利用料の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用料の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額を用いるものとする。</u></p> <p><u>2 この表の区分2における地方税法第29条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。</u></p> <p><u>3 乳児等支援給付認定保護者又は当該乳児等支援給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有していた者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなして、市町村民税所得割課税額を算定するものとする。</u></p>	

改正要旨

1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、令和8年4月1日から提供する特定乳児等通園支援事業に係る利用料を定めるため改正するものです。

2 改正の概要

(1) 利用料について

特定乳児等通園支援事業を利用する保護者から徴収する利用者負担額については、以下のとおりとします。

区分	利用料
1 生活保護法による被保護世帯	1 時間当たり 0 円
2 同一の世帯に属する全ての者の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割額を合算した額が77,101円未満である世帯又は法第30条の4第3号に規定する市町村民税非課税者	1 時間当たり 1 0 0 円
3 大口町要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童のいる世帯又は町長が特に支援の必要があると認めた世帯	1 時間当たり 1 0 0 円
4 1 から 3 以外	1 時間当たり 3 0 0 円

(2) 利用料の減免について

規則で定めるところにより特定乳児等通園支援事業に係る利用料を減額し、免除することができることとします。

3 施行期日

令和8年4月1日から施行します。